

消費者月間とは

「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、**昭和63年から毎年5月が「消費者月間」と**されました。

デジタル化が進み、今では年齢を問わず多くの人々がスマートフォンなどで気軽にインターネットを利用する時代になりました。安全で安心な消費生活を送るためには、画面に表示される情報がどのような仕組みで選ばれているのかを知ることが大切です。検索結果や広告は、AIなどの仕組みによって、これまでに見たページや検索内容をもとに表示されます。便利な一方で、上位に表示されたサイトでも、必ずしも安全とは限りません。信頼できない悪質なサイトが含まれている可能性もあります。

消費者月間を機に、デジタル社会に必要な知識を身につけ、消費者としての力を高めましょう。



【相談事例】

■「初回〇円」に注意

SNS広告で「初回500円」とあった健康食品を注文。実際は定期購入で、解約できず商品が届き続けた。
→申し込む前に「定期購入になっていないか」「解約方法は何か」を必ず確認しましょう。

■検索上位=安心ではない

検索して一番上に出てきた業者に修理を依頼。作業後に高額な料金を請求された。
→検索結果の上位は広告の場合があります。慌てて決めず、複数の業者を比べましょう。

**表示された情報をそのまま信じず、一度立ち止まって確認することが大切です。
困ったときは消費生活センターへご相談ください。**

太宰府市消費生活センター 毎週月～金曜日(年末年始、祝日を除く)

時間 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時までは昼休み)

場所 市役所2階消費生活相談室

※予約不要・無料 ※電話での相談も受け付けています。(☎内線348)



ファミリー・サポート・センターだざいふ 第2回会員登録講習会

子育て支援課 子育て応援係 ☎(919)6001 ページID 1626

子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)、子育ての手助けをしたい人(おたすけ会員)、両方を兼ねる人(どっちも会員)がお互いを地域の中で助けあう組織です。今回はお願い会員、おたすけ会員、どっちも会員の登録講習会です。

日時	時間	対象者
6/16(火)	10:00～12:30	おねがい会員
6/16(火)・6/17(水)・6/18(木)	10:00～正午	おたすけ会員・ どっちも会員
6/22(月)・6/23(火)・6/25(木)	13:00～15:00	

●場 所 いきいき情報センター ●定 員 15組・託児あり(無料・要予約)

●持ってくるもの 筆記用具・カラーの証明写真1枚(縦:4.5×横3.5cm)・
本人確認書類(運転免許証など)

●申込方法 電話、ファクス、申込フォーム

●申込期間 5月15日(金)～6月9日(火)17時

●申し込み・問い合わせ



ファミリー・サポート・センターだざいふ うめっこテラス(子育て支援センター内)
 ≪住所≫五条3-7-1 ☎(918)0034 ☎(918)0077
 ≪開設時間≫平日 午前9時～午後5時

「親子であそぼう会」

子育て支援課 子育て応援係 ☎(919)6001

ページID 38765

親子でふれあい遊びや乗り物ごっこで楽しみましょう。

- 日時 6月6日(出)
午前10時～午前11時30分
- 場所 プラム・カルコア太宰府(中央公民館)多目的ホール
- 対象者 0～6歳(就学前)の子どもとその保護者
- 料金 無料
- 定員 30組
- 持ってくるもの/提出物 お茶・タオル・靴袋など
- 申込・提出方法 母子手帳アプリ(母子モ)の「太宰府市 オンライン予約」から申込
- 申込・提出期限 5月6日(火)～6月3日(火)

